久御山町公共施設等ＬＥＤ照明一斉導入事業に係る提案書審査委員会設置要綱

（設置目的）

第１条　久御山町公共施設等ＬＥＤ照明一斉導入事業の委託業者を選定するにあたり、業者からの提案書を審査するため、久御山町公共施設等ＬＥＤ照明一斉導入事業に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織及び運営）

第２条　委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

２　委員会に委員長を置く。

３　委員長は、委員の互選によって定める。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　職務代理者は、委員長の指名により選出され、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、提案書を求める業者を選定する。

２　委員会は、業者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、産業・環境政策課において行う。

（その他）

第５条　委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この要綱は令和８年６月 11 日から施行する。

（別　表）

久御山町公共施設等ＬＥＤ照明一斉導入事業に係る提案書審査委員会　委員名簿

非公表